

令和8年4月15日(水)  
午前8時45分～9時30分  
庁議室

## 令和8年度 第2回庁議次第

### 議題

#### ○ 協議事項

- ① 事務事業進行管理の事業指定について

(市長政策室)

#### ○ 報告事項

- ① 令和8年度事務技術職の係長職昇任試験の実施について

(人事課)

- ② 令和8年第3回国分寺市教育委員会定例会について

(教育総務課)

#### ○ その他

## 庁議付議事案申請書

令和 8 年 4 月 15 日

付議番号	8 — 1 号	提出者	政策経営 部長 村 越 隆 治
1. 件名	事務事業進行管理の事業指定について		
2. 提案の種類 ○をつける。	規程第2条第1項各号	(1)行財政運営の基本方針に関すること。	
		○(2)重要施策に関すること。	
		(3)条例案、予算案その他の市議会提出議案に関すること。	
		(4)各部課で作成する重要施策方針の調整に関すること。	
		(5)その他市長が命じた事項に関すること。	
3. 提案内容	国分寺市事務事業進行管理規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、別添「令和8年度 進行管理対象事務事業一覧表（案）」記載の事業を令和8年度の対象事業として決定いたしたい。		
4. 提案理由	規則第3条第1項の規定に基づき、対象事業を決定する必要があるため。		
5. 提案までの経過	令和7年度進行管理事業の進捗状況や、『第2次国分寺市総合ビジョン』及び令和8年度政策的経費の内容を基に、規則第3条第1項の規定により、対象事業を選定した。		
6. 現状と問題点			
7. 関係資料	資料No. 1	令和8年度	主要事務事業の進行管理について（案）
	資料No. 2	令和8年度	進行管理対象事務事業一覧表（案）
	資料No. 3	令和8年度	事務事業進行管理・執行計画書
	資料No. 4	令和8年度	事務事業進行管理・執行状況報告書

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A…高 B…中 C…低）		採択基準
緊急性		
公共性	主要事務事業の効率的執行の確保を目的として実施するものであり、公共性は高い。	A
重要性	主要事務事業の効率的執行の確保を目的として実施するものであり、重要性は高い。	A
公平性		
総合性	『第2次国分寺市総合ビジョン』の達成に必要な事業を対象としているため、総合性は高い。	A
将来性	『第2次国分寺市総合ビジョン』及び令和8年度政策的経費から事業を選定しているため、将来性は高い。	A
経済性	四半期ごとに執行状況を確認し、効率的な手法で進行管理を行っている。	A
継続性	主要事務事業を効率的・効果的に進めるために、継続して取り組む必要がある。	A
関連性	各部の共通施策については、政策経営部でその関連性の調整を行う必要がある。	A
連携性	『第2次国分寺市総合ビジョン』の実現には全庁的な連携が必要不可欠であり、その連絡調整を政策経営部が担っている。	A
地域性		
財源性		
個別課題への対応	個人情報保護	
	市民参加の機会確保	「令和8年度 事務事業進行管理・執行計画書」及び「令和8年度 事務事業進行管理・執行状況報告書」は、JooHooで公開する。
	パブリックコメント	
	法務の対応	

## 令和8年度 主要事務事業の進行管理について（案）

### 1 対象事務事業について

国分寺市事務事業進行管理規則（以下「規則」という。）第3条の規定に基づき決定を受けた、別紙一覧表の事務事業を対象とします。

### 2 執行計画書等の提出期限について

提出書類	提出期限	
「事務事業進行管理・執行計画書」 様式第1号（規則第4条関係）	令和8年4月30日（木）	
「事務事業進行管理・執行状況報告書」 様式第2号（規則第6条関係）	第1四半期	令和8年6月末日
	第2四半期	令和8年9月末日
	第3四半期	令和8年12月末日
	第4四半期	令和9年3月末日

※事務事業の所管課（室）に様式をメールにて送付します。

## 令和8年度 進行管理対象事務事業一覧表（案）

国分寺市事務事業進行管理規則第3条第1項

- (1) 市民の福祉に大きな影響のある事務事業
- (2) 予算規模の大きな事務事業
- (3) 執行上障害を予想される事務事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指定する事務事業

No.	事業名	課名	規則
1	市民サービスデジタル化推進事業	DX・行政改革室	(1)
2	市民室内プール在り方検討事業	公共施設マネジメント室	(1)
3	市民課窓口業務等委託事業	市民課	(1)
4	災害時在宅医療提供体制強化事業	地域包括ケア課	(1)
5	旧庁舎用地利活用事業	公共施設マネジメント室 複合公共施設準備室	(2)
6	旧し尿処理施設用地及びストックヤード用地利活用事業	協働コミュニティ課	(2)

様式第1号(第4条関係)

計画

令和 8 年度

事務事業進行管理・執行計画書

国分寺市事務事業進行管理規則第4条の規定により、執行計画書を提出します。

作成日 令和 年 月 日 部 課(室) 内線

指定番号	事業名					施策名	
	計画事業年度	令和	年度	~	令和	年度	

当該年度当初予算額	内訳	節	金額	節	金額	節	金額	節	金額
		千円							

事業目的と概要	
---------	--

想定される課題と対策	事業実施に関係する団体等	議会への対応等

執行計画	1	4月	5月	6月
	2	7月	8月	9月
	3	10月	11月	12月
	4	1月	2月	3月

市長政策室記入欄	計画的執行の視点から（PDCAサイクルの視点も踏まえて）
----------	------------------------------

※ 作成者→所管部長(部の取りまとめ)→市長政策室(整理)→政策経営部長(調整)→市長

## 事務事業に係る主な経過と次年度以降の取組

### 1. 前年度までの主な取組経過

年月	主な取組内容

### 2. 次年度以降の主な取組予定

年月	主な予定内容

令和8年4月15日  
市議付議資料 No. 4  
市長 政策 室

様式第2号(第6条関係)

執行

令和 8 年度

事務事業進行管理・執行状況報告書

国分寺市事務事業進行管理規則第6条の規定により、執行状況を報告します。

作成日 令和 年 月 日 部 課(室) 内線

指定番号	事業名	施策名	
	計画事業年度 令和 年度 ~ 令和 年度		
執行状況	第1四半期	取組状況・成果	課題
		担当課の評価	
	第2四半期	取組状況・成果	課題
		担当課の評価	
	第3四半期	取組状況・成果	課題
		担当課の評価	
	第4四半期	取組状況・成果	課題
		担当課の評価	
市長政策室記入欄	計画的な執行の視点から（執行計画書の進行状況を踏まえて）		

※ 作成者→所管部長(部の取りまとめ)→市長政策室(整理)→政策経営部長(調整)→市長

事務連絡

令和8年4月15日

各所属長 殿

総務部長 石丸明子

### 令和8年度事務技術職の係長職昇任試験の実施について

このことについて、下記のとおり事務技術職の係長職昇任試験を実施します。つきましては、貴所属職員に周知されますとともに、勤務の割り振り等に特段のご配慮をお願いします。

詳細については、別添の実施要領をご覧ください。

### 記

#### 1 受験資格及び受験資格の適用外

別添『令和8年度国分寺市事務技術職の係長職昇任試験（第1回）実施要領』を参照のこと。

#### 2 試験内容

試験日時	令和8年5月16日（土） 午前9時00分から正午のうち指定する時間（別途通知）
試験会場	国分寺市役所 5階 第一・第二委員会室（予定）
試験科目	面接試験
面接試験内容	係長職としての判断力、指導力、積極性、責任感等について面接する。
配点及び合格基準	事前課題 50点／面接試験 100点／その他の評定 50点 合格基準 各試験で6割程度以上

### 3 申込手続

方 法	別添の「申込書兼受験票」及び「事前課題シート」を作成し、申込期間内に人事係（組織）に庁内メールで提出してください。
申 込 期 間	<u>令和8年4月15日（水）から令和8年5月8日（金）午後5時まで（厳守）</u>
受 験 票	受付後、「申込書兼受験票」を、令和8年5月12日（火）までに庁内メールで交付します。受験時にご自身の受験番号がわかるようにしてください。

### 4 結果通知等

- (1) 合否にかかわらず、令和8年5月27日（水）までに受験者全員に文書で通知します。
- (2) 不合格となった受験者には、昇任試験の得点（事前課題、面接試験及びその他の評定）の内訳及び順位をお知らせします。
- (3) 昇任試験に合格した方は、昇任候補者名簿に登載し、所属及び氏名を庁議にて公表します。
- (4) 昇任者の決定は、昇任候補者名簿登載者の中から適材適所の配属を考慮した上で高点順に選択して実施します。昇任者の発表については、人事異動内示通知により行います。

問い合わせ：総務部人事課人事係 北村  
(内線4101/外線042-312-8686)

# 令和8年度事務技術職係長職昇任試験（第1回） 申込書兼受験票

基準日（受験資格）： 令和8年3月31日

受験番号		受験資格	
職員番号		氏名	
生年月日			
年齢	満 歳	【令和8年3月31日現在】	
所属			
主任職昇任日			
主任職年数	年 か月	【令和8年3月31日現在】	

※太枠線内を入力または選択すること

面接試験	集合日時：令和8年5月16日（土） ※集合時間は別途通知 集合場所：国分寺市役所 5階 第一・第二委員会室
	持ち物：申込書兼受験票（受験番号が分かるものがあれば不要）

- 提出方法：人事係（組織）にメール送信
- 提出期限：令和8年5月8日（金） 午後5時まで（厳守）

受付日

# 係長職昇任試験 事前課題シート

職員番号		氏名		職務名		主任昇任日	
現所属						在職年数	年 月
担当業務							

1 これまでの職務経験における取組と成果を具体的に述べてください。(400字以内)
文字数： 0 字
2 係長職への昇任を目指す理由を述べてください。(400字以内)
文字数： 0 字
3 係長職に期待されている役割と行動について、あなたの考えを述べてください。(400字以内)
文字数： 0 字
4 係長職として市政発展のために重点的に取り組みたいことを述べてください。(400字以内)
文字数： 0 字

令和8年4月13日

市長決裁

令和8年度国分寺市事務技術職の係長職昇任試験（第1回）実施要領

（目的）

第1 この要領は、職員の職務名等に関する規則（昭和49年規則第27号）第2条（職種及び職種名）に規定する事務技術職の職員を国分寺市組織規則（昭和48年規則第21号）第5条（職の設置）に規定する係長職に昇任させるに際して行う昇任試験について、必要な事項を定めるものとする。

（試験の対象となる職）

第2 国分寺市組織規則の規定による係長の職とする。

（受験資格）

第3 昇任試験の受験資格者は、令和8年度において、事務技術職の主任職にある職員であり、令和7年度末において、主任職としての在職歴が5年以上ある者とする。

（受験資格の適用外）

第4 第3の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、昇任試験を受けることができない。なお、基準日は令和8年4月15日現在とする。

- (1) 基準日現在休職を命ぜられている者
- (2) 基準日の属する年度に退職する者
- (3) 他団体から派遣されている者

（試験の実施）

第5 昇任試験の実施については、必要に応じて市長が定める。

（試験日等の通知）

第6 市長は、昇任試験の日程、受付期間、試験の内容等について、当該試験のおおむね1个月前に公表するものとする。

（受験手続等）

第7 昇任試験を受けようとする職員（以下「受験者」という。）は、受付期間内に係長職昇任試験申込兼受験票に必要な事項を記入し、人事課人事係に文書

により提出しなければならない。

2 人事課は、前号の規定により係長職昇任試験申込兼受験票の提出があった職員に日時を指定して受験票を交付するものとする。

(試験の内容)

第8 昇任試験の内容は、事前課題、面接試験及びその他評定とする。

(試験の方法)

第9 昇任試験の方法は次のとおりとし、これらの結果を総合して合否を決定するものとする。

- (1) 事前課題は、事前に公表された課題について、事前課題シートを作成し、事前に指定された日時までに人事課に提出すること。
- (2) 面接試験は、係長職としての判断力、指導力、積極性、責任感等についての内容の口頭試問とすること。
- (3) その他の評定は、試験実施年度の直近3年度の人事考課の結果その他の勤務実績をふまえて評価すること。

(採点配分)

第10 昇任試験の採点合計は、200点とし、その配分は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前課題 50点
- (2) 面接試験 100点
- (3) その他評定 50点

(合格点)

第11 合格基準は、第10に規定する採点配分の各々6割を目途とする。

(結果通知等)

第12 市長は、昇任試験に係る合否の決定をしたときは、次の措置をとるものとする。

- (1) 合格した受験者については文書で通知するほか、不合格となった受験者については得点（事前課題、面接試験及びその他の評定）の内訳及び順位を通知すること。
- (2) 昇任試験に合格した者は、係長職昇任候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載し、庁議で発表すること。

(3) 昇任試験に合格した者に対しては、係長職として必要とされる資質の向上を図るための研修等を実施すること。

(4) 昇任試験の不合格者に対しては、個別に面談させるなど当該受験者に必要とされる知識や能力等について助言及び指導を行うこと。

(昇任後の配属)

第13 昇任後の配属は、候補者名簿登載者の中から当該名簿登載者の適性を考慮し、また、事前に聴取した配属についての本人希望を勘案し、適材適所の配置に努めるものとする。

2 昇任者の発表は、人事異動内示により行うものとする。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。

令和8年第3回国分寺市教育委員会定例会について（令和8年3月19日（木））

議案番号	議案	提案理由	主管課	審議結果
12	国分寺市教育委員会管理職職員の人事異動について	■秘密会で審議 令和8年4月1日付けで行われる教育委員会管理職職員の人事異動についての審議	教育総務課	可決
13	国分寺市教育委員会指導主事の異動について	■秘密会で審議 令和8年4月1日付けで行われる教育委員会指導主事の人事異動についての審議	学校指導課	可決
14	国分寺市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について	市立男女平等推進センターの管理施設の一部を市立教育センターへ管理替えるための審議	社会教育課	可決
15	国分寺市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について	子育て部分休暇の導入による文言整理を行うための審議	学校指導課	可決
16	国分寺市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び副校長に委任する規程の一部を改正する訓令について	子育て部分休暇の導入及び国分寺市職員の旅費に関する条例（昭和49年条例第32号）の一部改正による文言整理を行うための審議	学校指導課	可決
17	国分寺市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令について	東京都教育委員会職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和47年東京都教育委員会訓令第13号）等の一部改正による文言整理を行うための審議	学校指導課	可決
18	国分寺市立第一中学校学校薬剤師の委嘱について	従前者の辞任に伴い、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則の規定により、令和8年4月1日付けで新たに学校薬剤師を委嘱するための審議	学務課	可決

19	学校産業医の選任について	国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則の規定により、令和8年4月1日付けで新たに学校産業医を選任するための審議	学校指導課	可決
20	国分寺市学校運営協議会委員の委嘱について	国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則の規定により、令和8年4月1日付けで新たに委員を委嘱するための審議	学校指導課	可決
21	国分寺市社会教育委員の委嘱について	任期満了に伴い、国分寺市社会教育委員の設置に関する条例の規定により、令和8年4月1日付けで新たに委員を委嘱するための審議	社会教育課	可決
22	国分寺市文化財保護審議会委員の委嘱について	任期満了に伴い、国分寺市文化財の保存と活用に関する条例第33条の規定により、令和8年4月1日付けで新たに委員を委嘱するための審議	ふるさと文化財課	可決
23	専決処分について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、緊急に教育委員会の意見として市長に述べる必要があり、専決処分したことへの承認	教育総務課 社会教育課	承認

報告		主管課
1	令和7年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰式について	教育総務課
2	寄附の受領について	教育総務課
3	令和8年度の教育課程について	学校指導課
4	国分寺市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について	学校指導課